

2 都市公園の占用に係る使用

区分	単位	金額		
		所在地が市の区域の場合	所在地が町及び村の区域の場合	
法第7条第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	円960	円880
	第2種電柱		1,400	1,300
	第3種電柱		2,000	1,800
	第1種電話柱		860	800
	第2種電話柱		1,400	1,200
	第3種電話柱		1,900	1,700
	その他の柱類		66	61
	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4	4
変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年	1,300	1,200	
法第7条第2号に掲げる物件	外径0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	66	61
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		89	82
	外径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		170	160
	外径0.4メートル以上1メートル未満のもの		440	410
	外径1メートル以上のもの		890	820
法第7条第3号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1月	1,300	1,200	
法第7条第4号に掲げる施設	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	560	510
	公衆電話所		1,300	1,200
法第7条第5号に掲げる仮設工作物	占用面積1平方メートルにつき1月	130	120	
法第7条第6号に掲げる仮設工作物	一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	28	18
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	280	180

都市公園法施行令(昭和31年政令第291号。以下「政令」という。)第12条第1号に掲げる物件	1本につき1年	1,000	980
政令第12条第2号及び第2号の2に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	土地の固定資産評価額に1,000分の3を乗じて得た額	
政令第12条第3号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	1,800	1,200
政令第12条第4号から第6号までに掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	1,300	1,200
政令第12条第7号に掲げる工事用施設及び同条第8号に掲げる工事用材料の置場	一時的に設けるもの	28	18
	その他のもの	280	180
政令第12条第9号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1月	130	120

- (備考) 1 「所在地」とは、占用物件の所在地をいう。ただし、各年度の初日後に占用物件の所在地に変更があった場合は、当該年度の初日における所在地によるものとする。
- 2 「第1種電柱」とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考の2において同じ。)を支持するものを、「第2種電柱」とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 「第1種電話柱」とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下備考の3において同じ。)を支持するものを、「第2種電話柱」とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電話柱」とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 4 占用物件の長さ又は占用面積が1メートル又は1平方メートル未満であるときは、それぞれ1メートル又は1平方メートルとし、その長さ又は面積に1メートル又は1平方メートル未満の端数があるときは、それぞれ切り上げるものとする。
- 5 使用料の額が年額で定められている占用物件に係る使用期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、それぞれ月割りによるものとする。この場合において、使用期間が1月未満であるときは1月とし、その期間に1月未満の端数があるときは切り上げるものとする。
- 6 使用料の額が月額で定められている占用物件に係る使用期間が1月未満であるときは1月とし、その期間に1月未満の端数があるときは切り上げるものとする。

3 行為に係る使用

区 分	単 位	金 額	
第9条第1項第1号に掲げる行為	1人につき 1日	円 550	
第9条第1項第2号に掲げる行為	占有面積1 平方メートル につき1 日	4	
第9条第1項第3号に掲げる行為	1人につき 1日	460	
第9条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人につき 1日	650
	写真撮影以外 のもの	1日	13,500
第9条第1項第5号に掲げる行為	表示面積1 平方メートル につき1 年	広告物を表示 し又は掲出す る場所及びそ の内容等に応じ て当該広告物 が有する価値 等を勘案して 知事が定める 額	

- (備考) 1 占有面積又は表示面積が1平方メートル未満であるときは、1平方メートルとし、それらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、切り上げるものとする。
- 2 使用料の額が年額で定められている行為に係る使用期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、それぞれ月割りによるものとする。この場合において、使用期間が1月未満であるときは1月とし、その期間に1月未満の端数があるときは切り上げるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に権原に基づきこの条例による改正後の長野県都市公園条例(以下「新条例」という。)第9条第1項各号に掲げる行為をしている者に係る当該行為については、同条及び新条例第11条の規定にかかわらず、当該権原に基づき当該行為をすることができる期間が経過する日までの間は、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例第21条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても、同条から新条例第25条まで及び第28条の規定の例により行うことができる。

都市計画課

長野県景観条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年10月17日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第66号

長野県景観条例等の一部を改正する条例

(長野県景観条例の一部改正)

第1条 長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
 第2章 景観計画の策定等(第4条—第8条)
 第3章 行為の規制等(第9条—第16条)
 第4章 景観重要建造物等
 第1節 景観重要建造物の指定等(第17条—第21条)
 第2節 景観重要樹木の指定等(第22条—第26条)
 第5章 景観資産の指定等(第27条—第30条)
 第6章 公共事業景観育成指針等(第31条—第33条)
 第7章 長野県景観審議会(第34条—第40条)
 第8章 補則(第41条)

附則

第1条中「景観形成に関する県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにする」を「景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づき景観計画の策定、行為の規制、景観重要建造物等の指定等に関し必要な事項を定める」に、「景観形成に必要な施策に関する事項」を「景観資産の指定」に、「景観形成を」を「景観の育成を」に、「美しい県土の実現」を「県民の生活の向上」に改める。

第2条第1項中「、「景観形成」を「景観の育成」に、「優れた景観を保全し、又は創造する」を「地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮しながら、良好な景観を次世代に引き継ぐよう、これを形成し、及び育てる」に改め、同条第2項を削る。

第3条を次のように改める。

(基本目標等)

第3条 知事は、景観の育成に関する基本目標及びこれを達成するために講ずべきものとする施策の推進に関する基本方針(以下この条及び次条において「基本目標等」という。)を定めなければならない。

- 2 知事は、基本目標等を定めようとするときは、あらかじめ、長野県景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、基本目標等を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 4 知事は、第1項の基本方針に即して実施する景観の育成に必要な施策の推進に当たっては、市町村と協力しなければならない。

第2章から第4章までの章名を削り、第3条の次に次の章名を付する。

第2章 景観計画の策定等

第4条から第8条までを次のように改める。

(景観計画)

第4条 景観計画(法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。)は、基本目標等に即して定めるものとする。

2 景観計画においては、法第8条第2項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 景観育成重点地域
- (2) 景観育成特定地区
- (3) 景観の育成のための行為の制限に関する事項で、第11条第1項後段の規定による措置の基準として必要なもの

3 景観育成重点地域は、次に掲げる地域のうち、景観の育成上特に重要なものとする。

- (1) 山地、高原等の自然的景観を有する地域
- (2) 道路又は河川に沿った地域
- (3) 田園景観を有する地域
- (4) 都市景観を有する地域
- (5) 歴史的景観を有する地域
- (6) 眺望景観を有する地域

4 景観育成特定地区は、地区ごとに独自の基準を定めることにより、当該地区の特性を生かした景観の育成を積極的に図る必要がある地区とする。

5 景観育成重点地域及び景観育成特定地区における法第8条第2項第3号の行為の制限に関する事項は、景観育成重点地域又は景観育成特定地区ごとに定めるものとする。

6 第2項第3号の景観の育成のための行為の制限に関する事項は、景観法施行令（平成16年政令第398号。第6条及び第10条において「政令」という。）第5条各号に定める基準に従い、法第8条第3項第2号に規定する制限を定めるものとする。

（策定の手続）

第5条 知事は、景観計画を定めようとするときは、法第9条の規定によるほか、あらかじめ、広く県民等の意見を求めるとともに、長野県景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模等）

第6条 政令第7条の規定により条例で定める規模は、法第81条第1項の景観協定又は景観育成住民協定の目的となる土地の区域に限り、0.1ヘクタールとする。

2 法第11条第2項の条例で定める団体は、景観育成協議会とする。

（計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続）

第7条 知事は、法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該計画提案に係る景観計画の素案を送付して当該素案に係る土地の区域を管轄する市町村長の意見を聴くとともに、当該素案を提出して長野県景観審議会の意見を聴かなければならない。

（景観育成重点地域又は景観育成特定地区内における指導）

第8条 知事は、景観育成重点地域又は景観育成特定地区内の土地又は建築物若しくは工作物に関して、景観の育成上必要があると認めるときは、その所有者又は管理者に対し、当該景観育成重点地域又は景観育成特定地区における法第8条第3項第2号に規定する制限として景観計画に定めた制限に適合するよう必要な措置を講ずることを指導することができる。

第8条の次に次の章名を付する。

第3章 行為の規制等

第9条から第16条までを次のように改める。

（市町村長への通知等）

第9条 知事は、法第16条第1項の届出があったとき又は同条第5項の通知があったときは、その旨を当該届出又は通知に係る行為を行う土地の区域を管轄する市町村長に通知するとともに、当該届出又は通知に係る行為の概要を公表し、及び規則で定めるところにより、当該行為に係る書類を公衆の縦覧に供しなければならない。この場合において、当該書類に記録された個人情報については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）の規定に従い取り扱うものとする。

2 前項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知に係る行為に関し景観の育成の推進の見地から意見があるときは、知事に当該意見を述べるができる。

（届出事項等）

第10条 法第16条第1項の条例で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに行為の完了予定日とする。

2 法第16条第1項の届出は、同項の規定により届け出ることとされている事項を記載した届出書に規則で定める図書を添付して行うものとする。

3 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、政令第4条第1号及び第4号に掲げる行為とする。

4 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 仮設の建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (2) 農林漁業を営むために行う土地の形質の変更
- (3) 屋外における物件の堆積で、次に掲げるもの
 - ア 農林漁業を営むために行うもの
 - イ 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの

(4) 規則で定める公共的団体が行う行為

(5) 法令の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届出て行う行為のうち、景観の育成のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの

(6) 法第16条第1項の届出を要する行為（同項第2号に掲げる行為にあっては規則で定める工作物に係る行為に限り、景観育成特定地区における行為にあっては規則で定める行為に限る。）で、規則で定める規模以下のもの

5 景観育成重点地域における前項第6号の規則で定める工作物及び規模は、景観育成重点地域ごとに定めるものとする。この場合において、景観育成重点地域及び景観育成特定地区以外の景観計画区域（法第8条第2項第1号の景観計画区域をいう。次項において同じ。）において法第16条第1項の届出を要するすべての行為が、その景観育成重点地域における当該届出を要する行為となるよう定めなければならない。

6 景観育成特定地区における第4項第6号の規則で定める工作物、行為及び規模は、景観育成特定地区ごとに定めるものとする。この場合において、景観育成重点地域及び景観育成特定地区以外の景観計画区域において法第16条第1項の届出を要するすべての行為（景観育成重点地域内における景観育成特定地区にあっては、当該景観育成重点地域において当該届出を要するすべての行為）が、その景観育成特定地区における当該届出を要する行為となるよう定めなければならない。

（公共的団体に関する特例等）

第11条 前条第4項第4号の公共的団体は、法第16条第1項の届

出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を通知しなければならない。この場合において、知事は、景観の育成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該公共的団体に対し、第4条第2項第3号の規定により景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとするべき措置について協議を求めることができる。

2 第9条の規定は、前項前段の通知があった場合について準用する。

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げるものとする。

(標識の設置)

第13条 法第16条第1項の届出又は同条第5項若しくは第11条第1項前段の通知(景観育成特定地区内で行う行為に係る届出又は通知に限る。)をした者は、当該届出又は通知をしてから当該届出又は通知に係る行為が完了するまでの間、規則で定めるところにより、当該行為を行う土地の区域内の見やすい位置に当該行為の種類、規模その他規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

(勧告の手続等)

第14条 知事は、法第16条第3項の規定による勧告(景観の育成に重大な影響を与えるものとして規則で定めるものに限る。)をしようとするときは、あらかじめ、長野県景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与え、及び長野県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(行為の着手の制限の期間の短縮)

第15条 知事は、法第16条第1項の規定による届出があった場合において、同条第3項の規定による勧告をする必要がないと認めるときは、直ちに、当該届出をした者に法第18条第2項の規定により期間を短縮する旨の通知をしなければならない。

(変更命令等の手続)

第16条 知事は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、長野県景観審議会の意見を聴かなければならない。

第8章を削る。

第26条を第41条とし、同条の前に次の章名を付する。

第8章 補則

第7章の章名及び第25条を削り、第6章中第24条を第40条とし、同条の前に次の1条を加える。

(専門委員)

第39条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者等のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第23条を第38条とし、第22条を第37条とし、第21条を第36条とし、第20条中「県土の景観形成」を「景観の育成」に改め、同条を第35条とする。

第19条中「県土の景観形成」を「景観の育成」に改め、同条を

第34条とする。

第6章を第7章とする。

第18条の見出しを「(景観育成住民協定)」に改め、同条第1項中「土地の所有者等が景観形成」を「県民又は土地所有者等が景観の育成」に、「の景観形成」を「の景観の育成の推進」に、「景観形成住民協定」を「景観育成住民協定」に改め、同条第2項中「景観形成住民協定」を「景観育成住民協定」に改め、第5章中同条を第32条とし、同条の次に次の1条を加える。

(景観育成協議会)

第33条 法第81条第1項の景観協定又は景観育成住民協定に係る土地の所有者等は、当該景観協定又は景観育成住民協定を推進するため、知事の認定を受けて、景観育成協議会を設置することができる。

2 知事は、景観育成協議会に対し、景観の育成に必要な情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

第17条の見出しを「(公共事業景観育成指針)」に改め、同条第1項中「公共事業等に係る景観形成」を「県が行う公共事業に係る景観の育成」に、「公共事業等景観形成指針」を「この条において「公共事業景観育成指針」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第2項中「公共事業等の」を「公共事業の」に、「公共事業等景観形成指針」を「公共事業景観育成指針」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 知事は、公共事業景観育成指針を定めようとするときは、あらかじめ、長野県景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、公共事業景観育成指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

第17条を第31条とする。

第5章の章名を次のように改める。

第5章 公共事業景観育成指針等

第5章を第6章とする。

第16条の次に次の2章を加える。

第4章 景観重要建造物等

第1節 景観重要建造物の指定等

(景観重要建造物の指定の手続)

第17条 知事は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定をしようとするときは、当該指定をしようとする建造物がある地域を管轄する市町村長及び長野県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第18条 法第25条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。

(2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。

(3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

(原状回復命令等の手続)

第19条 知事は、法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、

長野県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(管理に関する命令又は勧告の手続)

第20条 知事は、法第26条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、長野県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(指定の解除の手続)

第21条 知事は、法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除をしようとするときは、当該解除をしようとする景観重要建造物がある地域を管轄する市町村長及び長野県景観審議会の意見を聴かなければならない。

第2節 景観重要樹木の指定等

(景観重要樹木の指定の手続)

第22条 知事は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、当該指定をしようとする樹木がある地域を管轄する市町村長及び長野県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第23条 法第33条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、^{せん}剪定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの(原状回復命令等の手続)

第24条 知事は、法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、長野県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(管理に関する命令又は勧告の手続)

第25条 知事は、法第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、長野県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(指定の解除の手続)

第26条 知事は、法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除をしようとするときは、当該解除をしようとする景観重要樹木がある地域を管轄する市町村長及び長野県景観審議会の意見を聴かなければならない。

第5章 景観資産の指定等

(景観資産の指定等)

第27条 知事は、地域の特性を生かした広域的な景観の育成を図るため、次に掲げる建造物等で規則で定める基準に該当するものを、景観資産として指定することができる。

- (1) 広域的な景観の育成に資する建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。)及び樹木
- (2) 広域的な景観の育成に重要な遺跡、名勝地、優れた風景を眺望できる地点等

2 景観資産は、景観資産ごとに知事が定める景観資産の管理の方法の基準に従い適切に管理されなければならない。

3 知事は、景観資産を指定し、及び景観資産の管理の方法の基準を定めようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする

建造物等の所有者(所有者が確認できない場合にあっては、その占有者)の同意を得るとともに、当該建造物等がある地域を管轄する市町村長及び長野県景観審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、景観資産の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、当該解除をしようとする建造物等がある地域を管轄する市町村長及び長野県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(指定の提案等)

第28条 前条第1項各号に掲げる建造物等の所有者は、当該建造物等について、広域的な景観の育成に重要であって同項の規則で定める基準に該当するものであると認めるときは、規則で定めるところにより、知事に対し、景観資産として指定することを提案することができる。この場合において、当該建造物等に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 法第92条第1項の規定により指定された景観整備機構は、広域的な景観の育成に重要であって前条第1項の規則で定める基準に該当するものであると認める建造物等について、規則で定めるところにより、あらかじめその所有者の同意を得て、知事に対し、景観資産として指定することを提案することができる。

3 知事は、前2項の規定による提案に係る建造物等について景観資産として指定する必要がないと判断したときは、当該建造物等がある地域を管轄する市町村長及び長野県景観審議会の意見を聴いた上で、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。

(指定の通知)

第29条 知事は、第27条第1項の規定により景観資産を指定したときは、直ちに、その旨その他規則で定める事項を、当該景観資産の所有者(当該指定が前条第2項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観資産の所有者及び同項の景観整備機構)に通知しなければならない。

(景観資産影響行為の届出等)

第30条 景観資産に影響を与える行為として規則で定める行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があった行為について、広域的な景観の育成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該届出をした者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(屋外広告物条例の一部改正)

第2条 屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)の一部を次のように改正する。

目次中「届出等」を「登録等」に、「第22条」を「第22条の5」に、「第29条」を「第30条」に改める。

第1条中「維持」を「維持並びに屋外広告業」に改める。

第2条第1項第8号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物(規則で定める広告物等を表示し、又は設置する場合を除く。)、同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木及び長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号)第27条第1項の規定により指定された景

観資産(規則で定める広告物等を表示し、又は設置する場合を除く。)

第4条第1項第2号中「定められた」の次に「景観地区及び」を加える。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 屋外広告業の登録等

第19条及び第20条を次のように改める。

(屋外広告業の登録)

第19条 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第20条 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者(以下この章において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 県の区域(長野市の区域を除く。)内において営業を行う営業所の名称及び所在地

(3) 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下この章において同じ。)の氏名

(4) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

(5) 第2号の営業所(以下この章において「営業所」という。)ごとに選任される業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称

2 前項の申請書には、申請者が第20条の3各号に該当しない者であることを誓約する書類その他規則で定める書類を添付しなければならない。

第20条の次に次の5条を加える。

(登録の実施等)

第20条の2 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を屋外広告業者登録簿(以下この章において「登録簿」という。)に登録しなければならない。

2 知事は、前項の規定による登録(以下この章において「登録」という。)をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録に係る申請者に通知しなければならない。

3 知事は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第20条の3 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項に

ついて虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 第22条の2の規定により登録を取り消され、その処分があった日から2年を経過しない者

(2) 屋外広告業を営む法人が第22条の2の規定によりその登録を取り消された場合において、その処分があった日前30日以内にその役員であった者でその処分があった日から2年を経過しないもの

(3) 第22条の2の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者(変更の届出)

第20条の4 登録を受けて屋外広告業を営むもの(以下この章において「屋外広告業者」という。)は、第20条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、当該変更の日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項が前条第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を登録簿に登録しなければならない。

3 第20条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(廃業等の届出)

第20条の5 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日(第1号に掲げる場合にあつては、その事実を知った日)から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

(4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

(5) 県の区域(長野市の区域を除く。)内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該屋外広告業者に係る登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第20条の6 知事は、登録がその効力を失ったとき又は第22条の2の規定により登録を取り消したときは、当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

第21条の見出しを「(業務主任者の選任等)」に改め、同条第1項中「屋外広告業を営む者」を「屋外広告業者」に、「に講習会」

を「に第23条の講習会」に、「又は次の各号の一に該当する者（以下「講習会修了者等」という。）を置かなければ」を「及び次に掲げる者のうちから業務主任者を選任しなければ」に改め、同項第3号中「講習会の課程を修了した」を「前3号に掲げる」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号中「他の」を「広告物等の表示及び設置に関し必要な知識を修得させることを目的として、他の」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 法第10条第2項第3号のイに規定する試験に合格した者
第21条第2項を次のように改める。

2 屋外広告業者は、次に掲げる業務の総括に関することを業務主任者に行わせなければならない。

(1) この条例その他広告物等の表示及び設置に係る法令の規定の遵守の確保に関すること。

(2) 広告物等の表示及び設置に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示及び設置に係る安全の確保に関すること。

(3) 第21条の3の規定による帳簿に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

第21条の次に次の2条を加える。

(氏名又は名称等の掲示)

第21条の2 屋外広告業者は、すべての営業所の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を掲示しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第21条の3 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

第22条の見出し中「屋外広告業を営む者」を「屋外広告業者」に改め、同条中「屋外広告業を営む者」を「屋外広告業者」に、「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に改め、第3章中同条の次に次の4条を加える。

(登録の取消し等)

第22条の2 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により登録を受けたとき。

(2) 第20条の3第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第20条の4第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分を違反したとき。

(屋外広告業者監督処分簿の備付け等)

第22条の3 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを一般の閲覧に供しなければならない。

2 知事は、前条の規定による取消し又は営業の停止の命令をしたときは、屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。

(報告及び立入検査)

第22条の4 知事は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業者に対し、その業務に関し報告させることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、屋外広告業者の事務所又は営業所に立ち入り、書類その他の物件

を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を持参し、関係者にこれを提示しなければならない。

(手数料)

第22条の5 登録を受けようとする者は、手数料10,000円を納めなければならない。

第23条を次のように改める。

(講習会)

第23条 知事は、規則で定めるところにより、広告物等の表示及び設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催するものとする。

第25条の前の見出しを削り、同条を第25条の2とし、第5章中同条の前に次の見出し及び1条を加える。

(罰則)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第19条第1項又は第3項の登録を受けずに屋外広告業を営んだ者

(2) 不正の手段によって第19条第1項又は第3項の登録を受けた者

(3) 第22条の2の規定による営業の停止の命令に違反した者
第26条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第5号中「第19条第1項」を「第20条の4第1項」に改め、同条第6号を次のように改める。

(6) 第21条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

第27条及び第28条を次のように改める。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第17条第2項の規定による命令に違反して、広告物等の改造その他必要な措置をとらなかった者

(2) 第22条の4第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第28条 削除

第29条の見出しを削り、同条の次に次の1条を加える。

第30条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

(1) 第20条の5第1項の規定による届出を怠った者

(2) 第21条の2に規定する事項を掲示せず、又は虚偽の掲示をした者

(3) 第21条の3の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項まで及び附則第10項の規定は、公布の日から施行する。

(長野県景観条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の長野県景観条例（以下「新景観条例」という。）第3条第1項に規定する基本目標等の策定及び当

該策定に関し必要な手続は、この条例の施行前においても、同条第2項及び第3項の規定の例により行うことができる。

3 新景観条例第4条第1項に規定する景観計画の策定に関し必要な手続は、この条例の施行前においても、新景観条例第5条第1項の規定の例により行うことができる。

4 前2項の規定により行う手続に関し必要があるときは、新景観条例第39条の規定の例により、長野県景観審議会に専門委員を置くことができる。

5 この条例の施行前に第1条の規定による改正前の長野県景観条例(次項において「旧景観条例」という。)第8条第1項又は第14条第1項の規定により届出がなされた行為については、なお従前の例による。

6 旧景観条例第18条第1項の規定による認定を受けていた景観形成住民協定は、新景観条例第32条第1項の規定による認定を受けた景観育成住民協定とみなす。

7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(屋外広告物条例の一部改正に伴う経過措置)

8 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の屋外広告物条例(次項において「旧屋外広告物条例」という。)第19条第1項の規定により届出をして屋外広告業を営んでいる者については、この条例の施行の日から6月を経過する日までの期間(当該期間内に第2条の規定による改正後の屋外広告物条例(以下この項及び次項において「新屋外広告物条例」という。)第20条の3の規定による登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)は、新屋外広告物条例第19条第1項の規定にかかわらず、同項の登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

9 この条例の施行の際現に旧屋外広告物条例第21条第1項に規定する講習会修了者等である者については、新屋外広告物条例第21条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

10 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2中 「景観審議会の委員」 を

「景観審議会の委員及び専門委員」 に改める。

建築管理課土地・景観室

長野県営運動場条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年10月17日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第67号

長野県営運動場条例の一部を改正する条例

長野県営運動場条例(昭和32年長野県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用」を「利用」に、「長野県教育委員会」を「次条の規定によりその管理を行わせる指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」に改める。

第10条中「長野県教育委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第16条とする。

第9条を削る。

第8条の見出しを「(利用料金の還付)」に改め、同条本文を次のように改める。

指定管理者は、既に納付された利用料金を還付しないものとする。

第8条ただし書中「次」を「指定管理者は、次に、「一に」を「いずれかに」に改め、「知事が」を削り、「使用料の全部又は一部」を「知事が定める額を基準とした額」に改め、同条第1号中「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「使用」を「利用」に、「別に」を「知事が」に改め、同条第3号中「特別」を「知事が定める特別」に改め、同条を第15条とする。

第7条の見出しを「(利用料金の減免)」に改め、同条中「知事」を「指定管理者」に、「一に」を「いずれかに」に、「使用料」を「利用料金について知事が定める額を基準とした額」に改め、同条第1号中「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「特別」を「知事が定める特別」に改め、同条を第14条とする。

第6条を削る。

第5条の見出しを「(利用料金の納付等)」に改め、同条中「使用」を「利用」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条に次の2項を加える。

2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

第5条を第13条とし、第4条の次に次の8条を加える。

(指定管理者による管理)

第5条 野球場の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 指定管理者の指定は、野球場の管理を行うことを希望するものの申請によりその候補者を選定し、議会の議決を経て行うものとする。

(指定の申請)

第7条 前条の申請は、長野県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定める日までに、教育委員会規則で定めるところにより、申請書に事業計画書(職員、野球場の管理の方法その他の野球場の管理業務の実施に関する計画を記載した書類をいう。次条において同じ。)その他教育委員会規則で定める書類を添付して行うものとする。

(候補者の選定の基準)

第8条 第6条の候補者の選定は、次に掲げる基準により行うものとする。

(1) 県民の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、野球場の効用を最大限発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

(4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもので

ないこと。

(指定の告示)

第9条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(業務の範囲)

第10条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 野球場の利用の許可に関する業務
- (3) 野球場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務

(管理の基準)

第11条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 野球場の休場日について、12月29日から翌年1月3日までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休場日を設けることができる。
- (2) 野球場の利用時間について、午前8時30分から午後5時（4月1日から10月31日までの間にあつては、午後9時）までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。
- (3) 野球場の利用の停止及び許可の取消しについて、野球場の備品等を損傷した場合その他の教育委員会規則で定める場合に行うことができるものとする。
- (4) この条例及び次条の規定による協定を遵守して行うこと。
- (5) 指定管理者がその業務を行うに当たって取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、野球場の管理を適切に行うために必要な基準で教育委員会が定めるもの

(協定の締結)

第12条 教育委員会及び指定管理者は、次に掲げる事項について、協定を締結するものとする。

- (1) 地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- (2) 利用者の個人に関する情報の取扱いに関し必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、野球場の管理に関し必要な事項別表中「(第6条関係)」を「(第13条関係)」に改め、同表の1中

「使用料」を「金額」に、「使用」を「利用」に改め、同表

の2中「使用料」を「金額」に、「を使用」を「を利用」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の長野県営運動場条例（以下「新条例」という。）第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し

必要な手続は、この条例の施行の日前においても、同条から新条例第9条まで及び第12条の規定の例により行うことができる。

スポーツ課

長野県白馬ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年10月17日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第68号

長野県白馬ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例

長野県白馬ジャンプ競技場条例（平成4年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「」の規定を「。以下「法」という。）の規定」に改める。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用」を「利用」に、「知事」を「次条の規定によりその管理を行わせる指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」に改める。

第9条を第15条とする。

第8条を削る。

第7条の見出しを「(利用料金の還付)」に改め、同条本文を次のように改める。

指定管理者は、既に納付された利用料金を還付しないものとする。

第7条ただし書中「次」を「指定管理者は、次に、「一に」を「いずれかに」に改め、「知事が」を削り、「使用料の全部又は一部」を「規則で定める額を基準とした額」に改め、同条第1号中「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「使用」を「利用」に、「別に」を「規則で」に改め、同条第3号中「特別」を「規則で定める特別」に改め、同条を第14条とする。

第6条の見出しを「(利用料金の減免)」に改め、同条中「知事」を「指定管理者」に、「一に」を「いずれかに」に、「使用料」を「利用料金について規則で定める額を基準とした額」に改め、同条第1号中「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「特別」を「規則で定める特別」に改め、同条を第13条とする。

第5条を削る。

第4条の見出しを「(利用料金の納付等)」に改め、同条中「を使用」を「を利用」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条に次の2項を加える。

2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

第4条を第12条とし、第3条の次に次の8条を加える。

(指定管理者による管理)

第4条 競技場の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の指定)

第5条 指定管理者の指定は、競技場の管理を行うことを希望するものの申請によりその候補者を選定し、議会の議決を経て行うものとする。

(指定の申請)

第6条 前条の申請は、知事が定める日までに、規則で定めるとこ

ろにより、申請書に事業計画書（職員、競技場の管理の方法その他の競技場の管理業務の実施に関する計画を記載した書類をいう。次条において同じ。）その他規則で定める書類を添付して行うものとする。

（候補者の選定の基準）

第7条 第5条の候補者の選定は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、競技場の効用を最大限発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- (3) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないものでないこと。

（指定の告示）

第8条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

（業務の範囲）

第9条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 競技場の利用の許可に関する業務
- (3) 競技場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務

（管理の基準）

第10条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 競技場の利用の停止及び許可の取消しについて、競技場の施設を損傷した場合その他の規則で定める場合に行うことができるものとする。
- (2) この条例及び次条の規定による協定を遵守して行うこと。
- (3) 指定管理者がその業務を行うに当たって取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、競技場の管理を適切に行うために必要な基準で知事が定めるもの

（協定の締結）

第11条 知事及び指定管理者は、次に掲げる事項について、協定を締結するものとする。

- (1) 法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- (2) 利用者の個人に関する情報の取扱いに関し必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、競技場の管理に関し必要な事項別表中「(第5条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同表の1中

「使用料」を「金額」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の長野県白馬ジャンプ競技場条例（以下「新条例」という。）第5条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても、同条から新条例第8条まで及び第11条の規定の例により行うことができる。

スポーツ課

長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年10月17日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第69号

長野県地方警察職員定数条例

長野県地方警察職員定数条例（昭和29年長野県条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「1,008人」との次に「、「449人」とあるのは「459人」とを加え、「3,748人」を「3,758人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

警務課

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年10月17日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第70号

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「第59条の2第5項（法第66条第2項において準用する場合を含む。）」を「第59条第5項」に改め、同条第2号中「第59条の2第9項（法第66条第2項において準用する場合を含む。）」を「第59条第9項」に改め、同条第3号中「第59条の2第10項（法第66条第2項において準用する場合を含む。）」を「第59条第10項」に改める。

第11条の見出し中「警備業法」を「警備業法等」に改め、同条中「いう。」の次に「及び警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）」を加え、同条第2号中「第4条の2第5項」を「第5条第5項」に、「2,100円」を「2,000円」に改め、同条第3号中「第4条の4第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第4号中「第6条第3項」を「第11条第3項」に改め、同条第5号を削り、同条第6号中「第11条の3第2項」を「第22条第2項」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「第11条の3第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に、「37,000円」を「講習1時間について1,200円」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「第11条の3第4項」を「第22条第5項」に、「2,100円」を「2,000円」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号中「第11条の3第5項」を「第22条第6項」に、「1,900円」を「1,800円」に改め、同号を同条第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 法第22条第8項の規定による警備員の指導及び教育に関する講習

警備員の指導及び教育に関する講習手数料 5,000円

第11条第13号中「第11条の6第3項」を「第42条第3項」に、「第11条の3第5項」を「第22条第6項」に、「1,900円」を「1,800

円」に改め、同号を同条第17号とし、同条第12号中「第11条の6第3項」を「第42条第3項」に、「第11条の3第4項」を「第22条第5項」に、「2,100円」を「2,000円」に改め、同号を同条第16号とし、同条第11号中「第11条の6第2項第1号」を「第42条第2項第1号」に改め、同号を同条第15号とし、同条第10号中「第11条の6第2項」を「第42条第2項」に改め、同号を同条第14号とし、同条第9号の次に次の4号を加える。

(10) 法第23条第1項の規定による検定

検定手数料 別表第5の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(11) 法第23条第4項の規定による合格証明書の交付

合格証明書交付手数料 10,000円

(12) 法第23条第5項において準用する法第22条第5項の規定による合格証明書の書換え

合格証明書書換え手数料 2,200円

(13) 法第23条第5項において準用する法第22条第6項の規定による合格証明書の再交付

合格証明書再交付手数料 2,000円

第11条に次の1号を加える。

(18) 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則

第5条の規定による審査

審査手数料 4,700円

別表第5を次のように改める。

(別表第5) (第11条関係)

区 分	金 額
(1) 警備業務の種別（法第18条に規定する種別をいう。以下同じ。）のうち、法第2条第1項第1号に掲げる警備業務に係るものに係る検定を受けようとする場合	16,000円
(2) 警備業務の種別のうち、法第2条第1項第2号に掲げる警備業務に係るものに係る検定（警備業法施行令（昭和57年政令第308号）第3条の表の国家公安委員会規則で定める車両その他の機材を用いて行うものに限る。）を受けようとする場合	14,000円
(3) 警備業務の種別のうち、法第2条第1項第2号に掲げる警備業務に係るものに係る検定（(2)に規定するものを除く。）を受けようとする場合	13,000円
(4) 警備業務の種別のうち、法第2条第1項第3号に掲げる警備業務に係るものに係る検定を受けようとする場合	16,000円

附 則

この条例は、平成17年11月21日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第44号）の施行の日から施行する。

生活安全企画課